

教育委員会教育長 訓令番号	教育委員会教育長訓令名	公布年月日
教育委員会教育長 訓令第1号	さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を 改正する訓令	令和4年3月25日

さいたま市教育委員会教育長訓令第1号

さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市教育委員会事務専決規程（平成15年さいたま市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前					
別表（第3条関係） 個別専決事項					別表（第3条関係） 個別専決事項					
管理部					管理部					
課所名	専決事項	課長	部長	副教育長	課所名	専決事項	課長	部長	副教育長	
[略]					[略]					
学校施設整備課及び学校施設管理課（共通）	1 [略]		○		学校施設課	1 [略]		○		
[略]					[略]					
学校教育部					学校教育部					
課所名	専決事項	課長	部長	副教育長	課所名	専決事項	課長	部長	副教育長	
[略]					[略]					
					指導2 課及び総合教育相談室（共通）	1 研修会開催願（他の所管に係るものを除く。）を受理すること。 2 学校訪問及び生徒指導訪問の実施に関すること。 3 研修会等への教職員の派遣申	○			

										請（他の所管に係るものを除く。）を受理すること。
指導 2 課	1 研修会開催願（他の所管に係るものを除く。）を受理すること。	○								
	2 学校訪問及び生徒指導訪問の実施に関すること。	○								
	3 研修会等への教職員の派遣申請（他の所管に係るものを除く。）を受理すること。	○								
総合教 育相談 室	1 教育支援センター、不登校等児童生徒支援センターへの入退室を承認すること。	○								
	2 研修会開催願（他の所管に係るものを除く。）を受理すること。	○								
	3 研修会等への教職員の派遣申請（他の所管に係るものを除く。）を受理すること。	○								
	[略]									[略]
	[略]									[略]

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。